

事 務 連 絡  
令和 2 年 10 月 12 日

各  
都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
児童相談所設置市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

令和 2 年台風第 14 号による災害の発生に伴い、一部地域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添の事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）  
FAX：03-3591-8914  
E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)